

「介護分野に不可欠な外国人労働者との協働」

～社労士・登録支援機関としてのビジネス最前線～

2023年9月7日助成金研究会発表

メディナケア株式会社

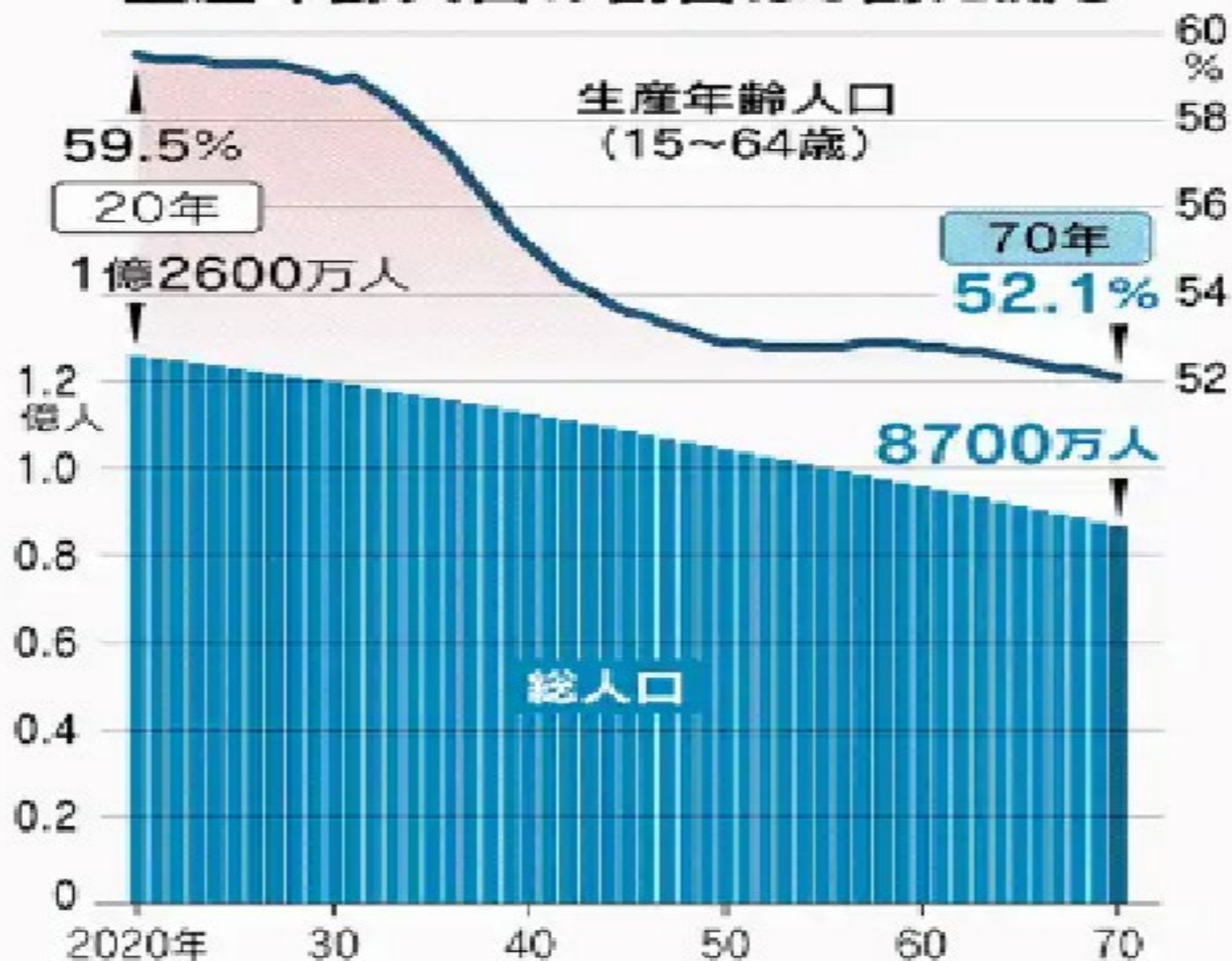
メディナケア社会保険労務士事務所

船津 元

本日の発表内容

1. 労働力不足の現状、特に「介護マーケット」に関して
2. 「介護分野」特定技能外国人労働者
3. 技能実習制度、特定技能制度の改正について
4. 社労士/登録支援機関のビジネスモデル

生産年齢人口の割合は5割に減る



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所

移民数・人口・移民比率

	国名	移民数 (万人)	人口 (万人)	移民比率 (%)
1	米国	5,063	33,100	15.3%
2	ドイツ	1,576	8,378	18.8%
3	サウジアラビア	1,345	3,481	38.7%
4	ロシア	1,164	14,593	8.0%
5	イギリス	936	6,788	13.8%
6	アラブ首長国連邦	872	989	88.1%
7	フランス	852	6,527	13.1%
8	カナダ	805	3,774	21.3%
9	オーストラリア	769	2,550	30.1%
10	スペイン	684	4,675	14.6%
11	イタリア	639	6,046	10.6%
12	トルコ	605	8,433	7.2%
13	ウクライナ	500	4,373	11.4%
14	インド	488	138,000	0.4%
15	カザフスタン	373	1,877	19.9%
16	タイ	363	6,980	5.2%
17	マレーシア	348	3,236	10.7%
18	ヨルダン	346	1,020	33.9%
19	パキスタン	328	2,208	14.8%
20	クウェート	311	427	72.8%
21	香港	296	749	39.6%
22	南アフリカ	286	5,930	4.8%
23	イラン	280	8,399	3.3%
24	日本	277	12,647	2.2%
25	コートジボワール	256	2,637	9.7%

OECD主要国の移民比率は10～20%

153位

図 1 - 1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)

コロナ後、再び増加

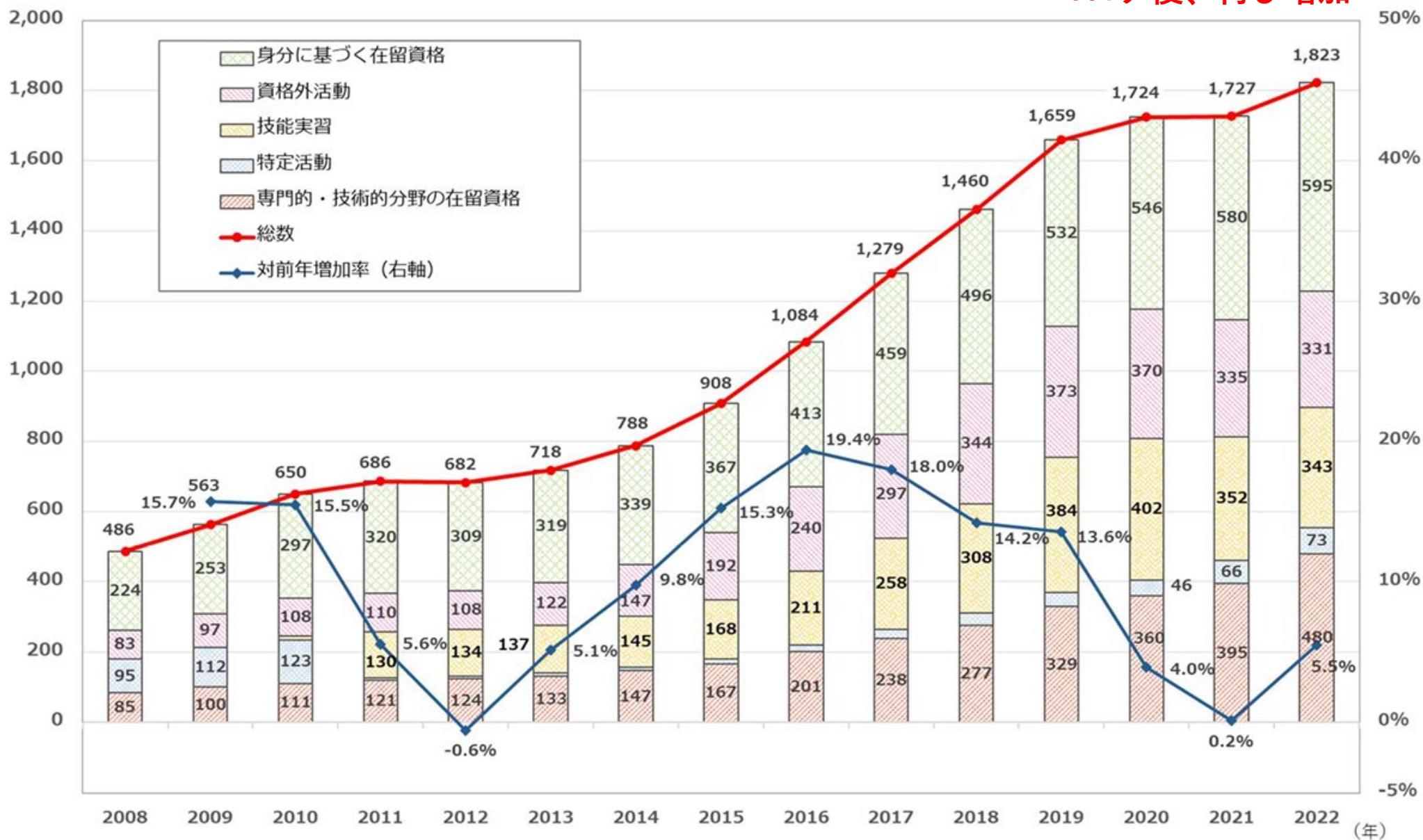
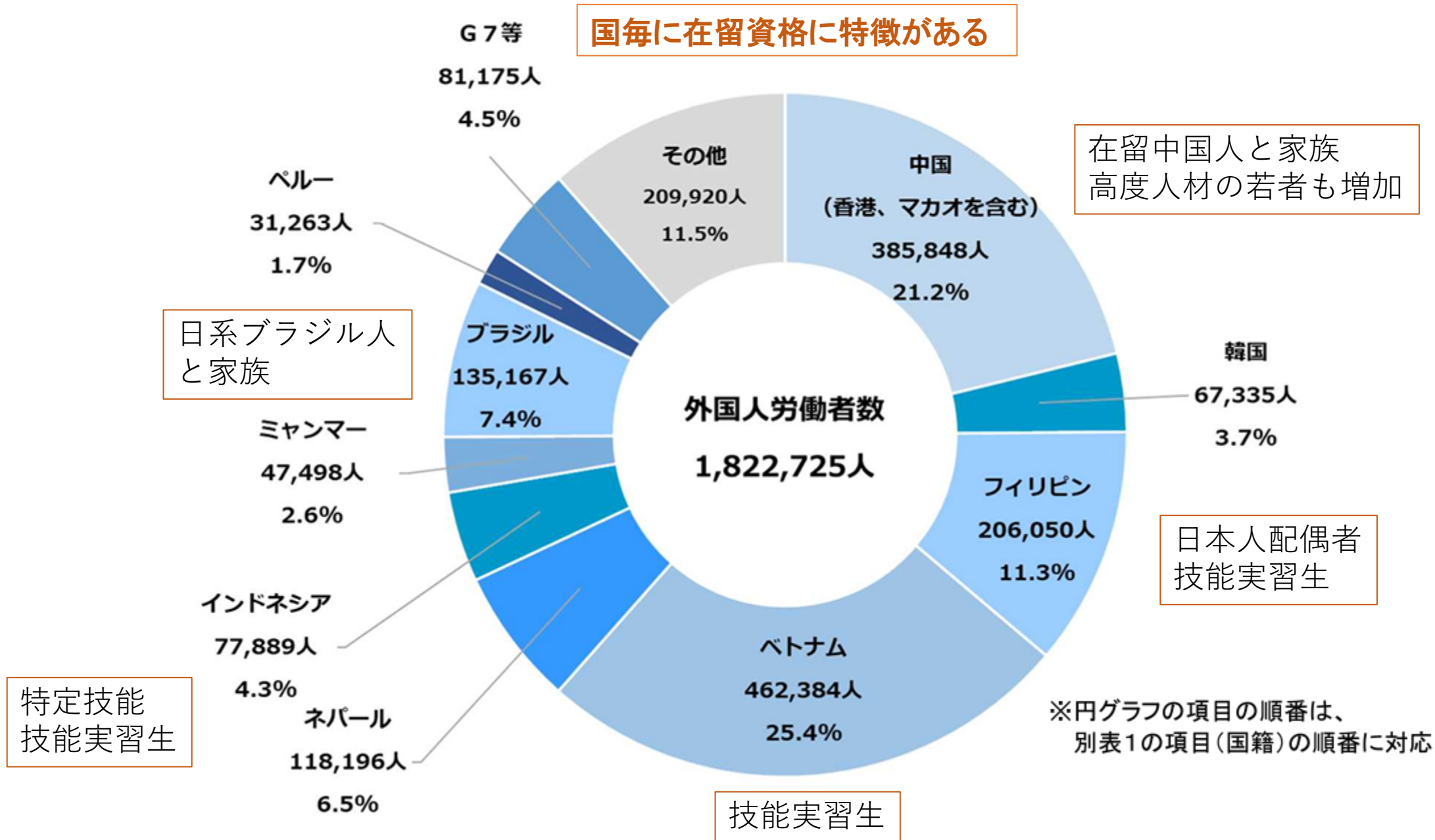


図3 国籍別外国人労働者の割合



要介護高齢者770万人に

25年度、首都圏で急増

六十五歳以上のうち介護が必要になる人が、七年後の二〇二五年度には全国で現在より約百四十一万人増え、一・二二倍の約七百七十万人と推計されること

が、四十七都道府県の介護保険事業支援計画を基にした共同通信の集計で二十

日、分かった。
―負担原則2割案も③面の整備や担い手不足への対策が求められそうだ。
―二五年は団塊の世代が全員七十五歳以上になり、社会保障費の大幅増が予想されることから二〇二五年問題と呼ばれる。介護保険も要介護者数の増加で費用が膨らみ、財源確保策が

首都圏の要介護高齢者数の推計

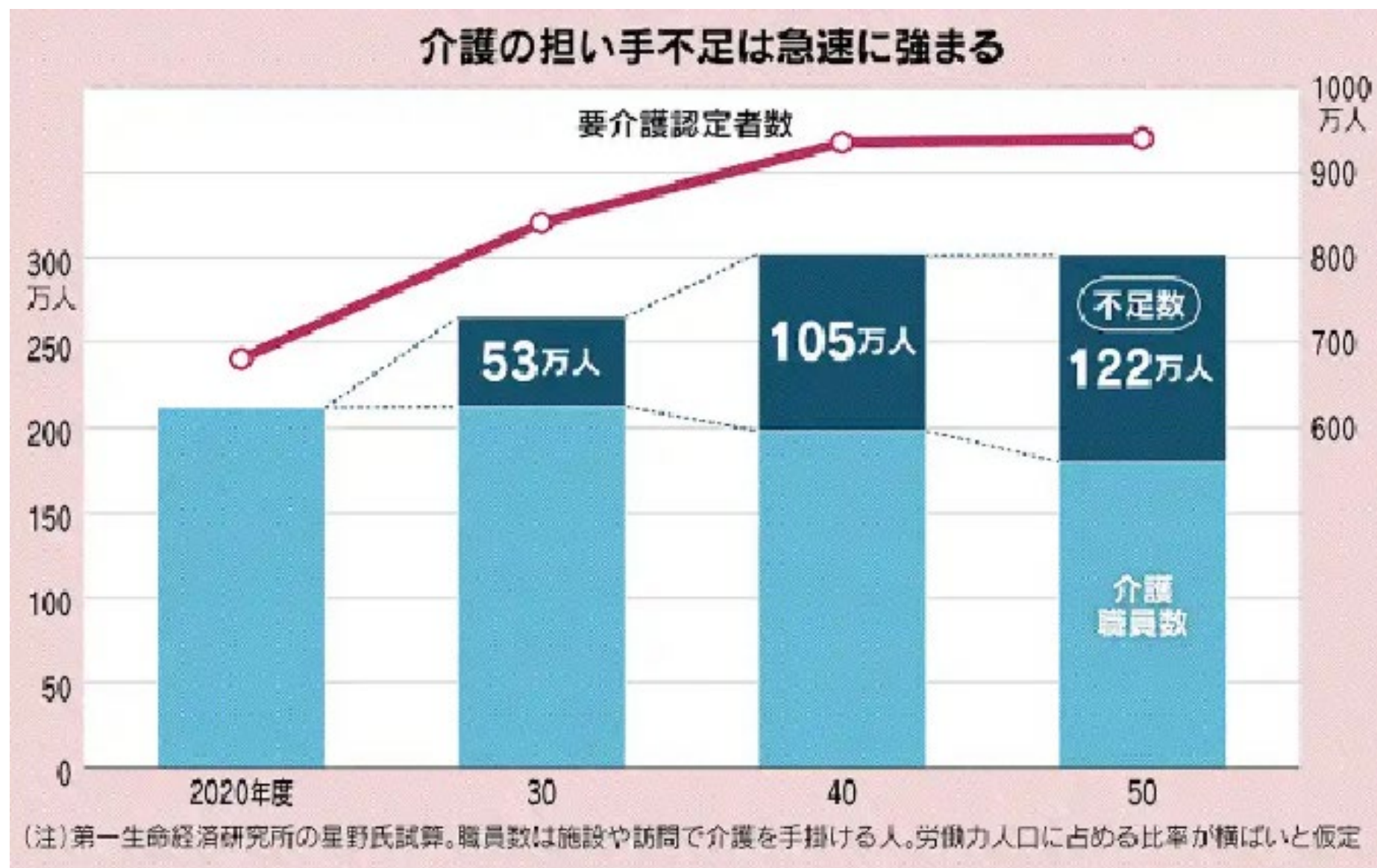
2025年度推計(人)		17年比(倍)
茨城	15万4442	1.26
栃木	10万5668	1.26
群馬	11万8300	1.24
埼玉	36万6374	1.34
千葉	34万9565	1.37
東京	73万4217	1.27
神奈川	51万0464	1.35

※群馬県は40～64歳を含む人数で、10人の位を四捨五入した概数

課題となるほか、サービスの整備や担い手不足への対策が求められそうだ。
―二五年は団塊の世代が全員七十五歳以上になり、社会保障費の大幅増が予想されることから二〇二五年問題と呼ばれる。介護保険も要介護者数の増加で費用が膨らみ、財源確保策が

どだった。
高齢者人口に占める要介護者数の割合(要介護認定率)は、全国平均で一七年十二月の18・1%から二五年度には21・3%に上昇する見通し。最も高くなるのは大阪府で25・9%。次いで京都府が23・9%、愛媛県23・5%などだった。最も低いのは山梨県の17・2%で、茨城県17・9%、静岡県18・3%と続いた。
厚生労働省の三年前の集計では、二五年度の要介護者数は約八百二十六万人と推計されており、今回は約五十六万人減った。

2030年には53万人の介護人材が不足



総合的な介護人材確保対策（主な取組）

	これまでの主な対策	今後、さらに講じる主な対策
介護職員の 処遇改善	(実績)月額平均5.7万円相当の改善 - 月額平均1.4万円の改善(29年度～) - 月額平均1.3万円の改善(27年度～) - 月額平均0.6万円の改善(24年度～) - 月額平均2.4万円の改善(21年度～)	◎ 2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定
多様な人材 の確保・育成	○ 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付 ○ いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)	◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援 ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援
離職防止 定着促進 生産性向上	○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援	◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定
介護職 の魅力向上	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進	◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)
外国人材の受 入れ環境整備	◎ 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)	

増やす
施策は、
この一択

本日の発表内容

1. 労働力不足の現状、特に「介護マーケット」に関して
2. 「介護分野」特定技能外国人労働者
3. 技能実習制度、特定技能制度の改正について
4. 社労士/登録支援機関のビジネスモデル

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策、211億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）

介



留学生等

介



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）
就労資格外国人

介

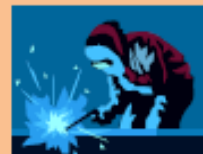
政府基本方針
・分野別運用方針
（14分野）



特定技能外国人

介

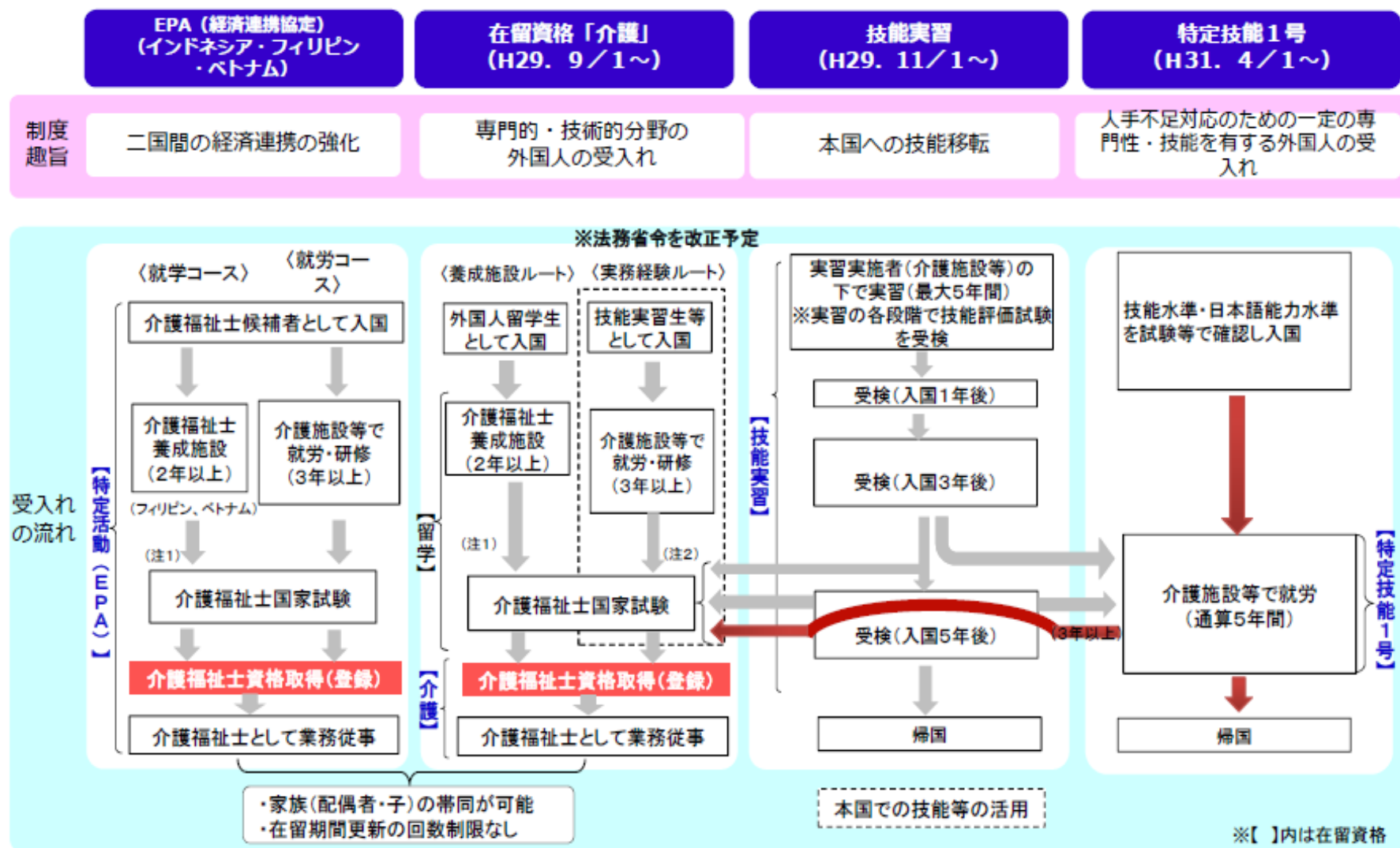
技能実習法



技能実習生

介

外国人介護人材受入れの仕組み



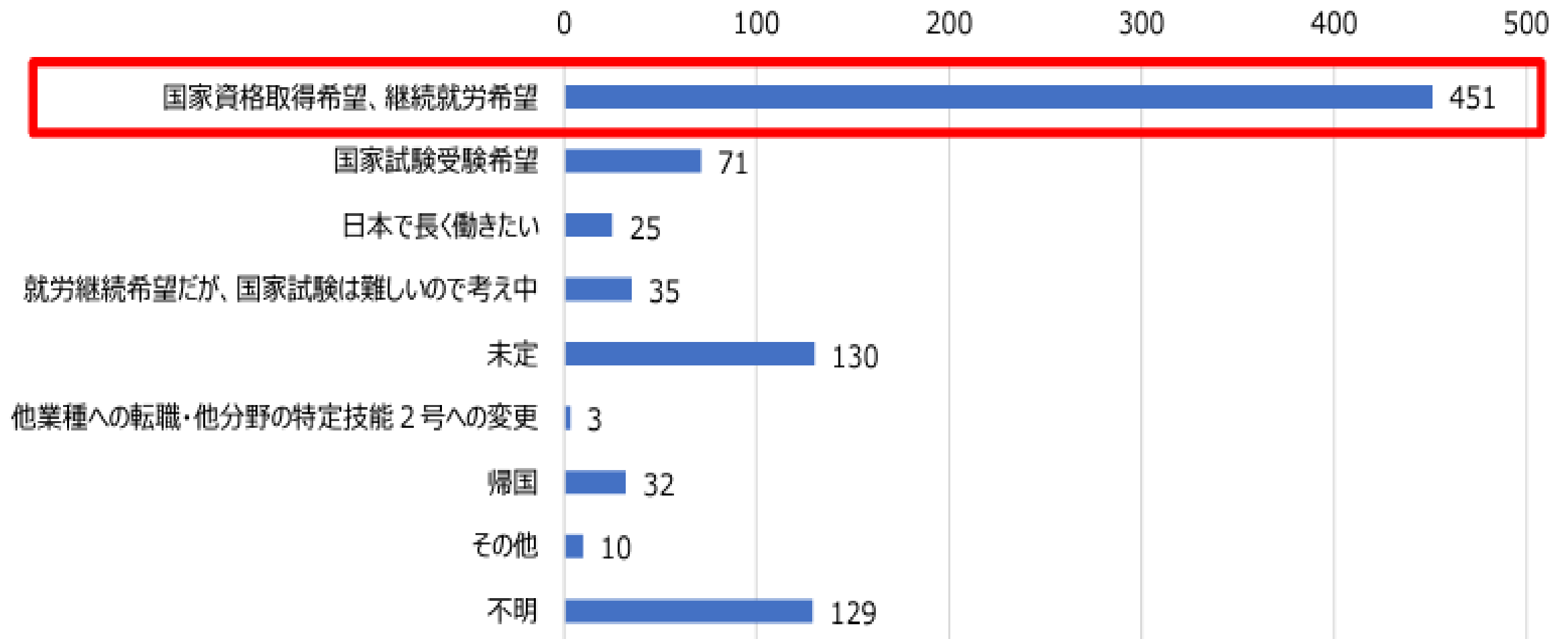
（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

介護分野の外国人受入実績

在留資格	受入実績
E P A 介護福祉士・候補者	在留者数：3,257人（うち資格取得者635人） ※2023年1月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：5,339人 ※2022年6月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,011人 ※2022年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：17,066人 ※2023年1月末時点（速報値）（入管庁）

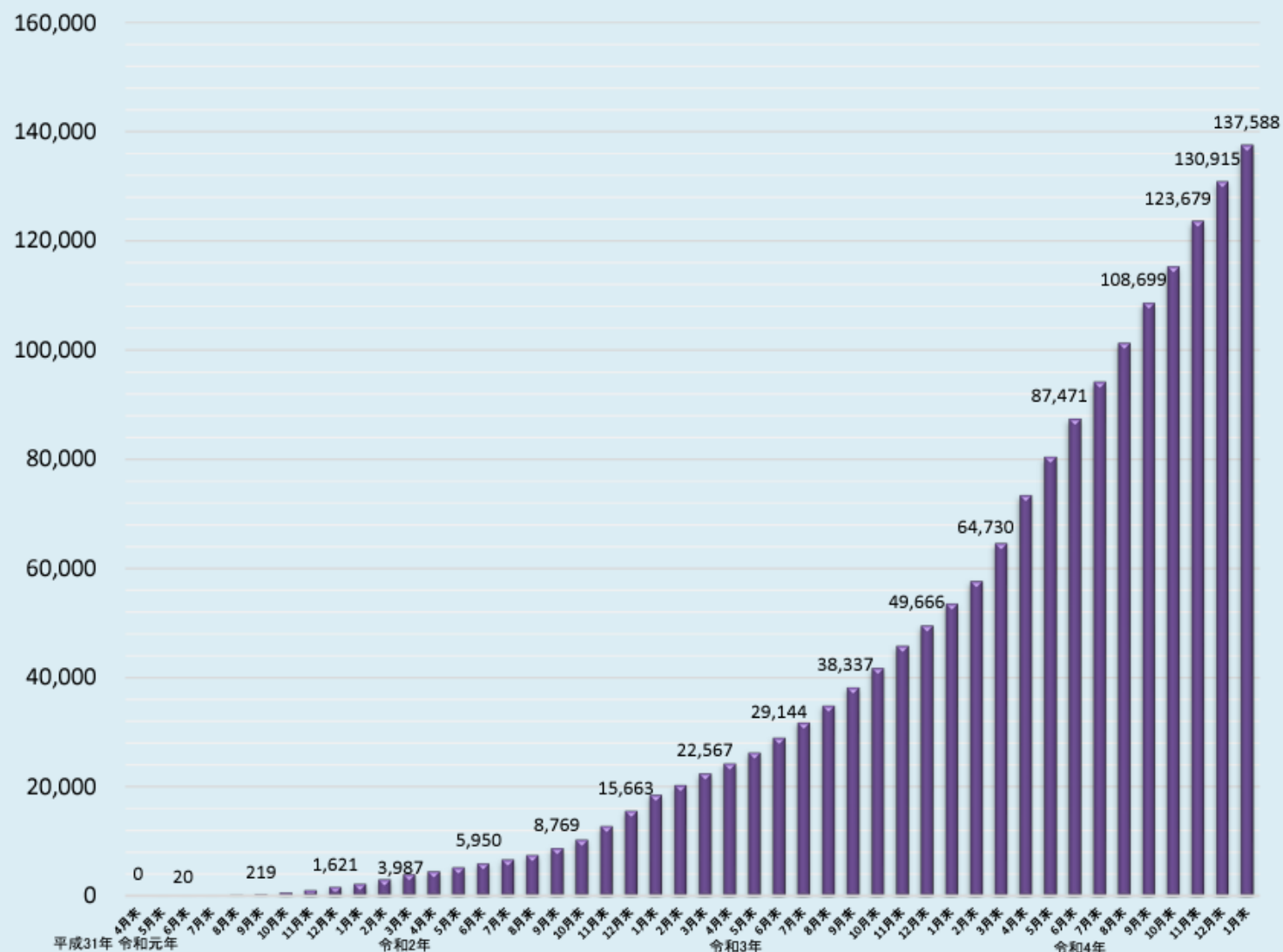
【令和4年度】今後の希望（n=886：直接訪問・遠隔実施人数）



特定技能在留外国人数(令和5年1月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数

137,588人



分野	人数
介護	17,066人
ビルクリーニング	2,004人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	29,270人
建設	13,477人
造船・船用工業	4,981人
自動車整備	1,886人
航空	172人
宿泊	220人
農業	17,088人
漁業	1,728人
飲食料品製造業	44,159人
外食業	5,537人

特定技能 2 号在留外国人数

分野	人数
建設	9人

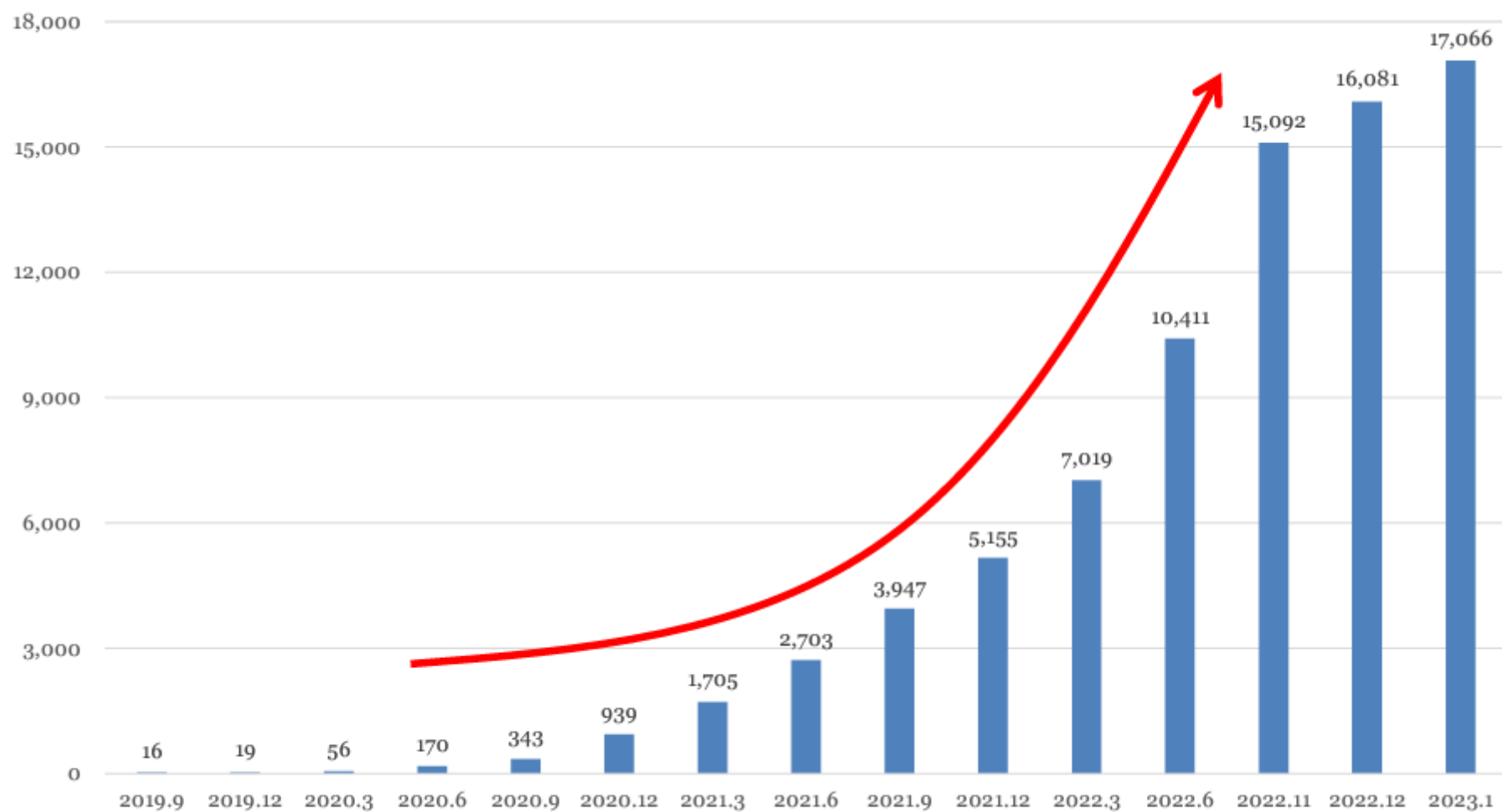
5年間予定の6万人超は確実

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	37,641	42,975	25,148	35,550	21,781	27,101	16,409
	24,948		17,827		13,769		10,692		
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	2,478	2,645	1,948	1,902	1,444	1,503	1,045
	894		697		458		458		
製造3分野	国内・海外4か国 フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ	4,591	3,870	713	591	402	280	210	140
	721		122		122		70		
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,891	1,862	1,021	997	730	706	443	419
	29		24		24		24		
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	107	93	97	90	60	53	43	36
	14		7		7		7		
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	2,371	2,231	1,510	1,401	1,172	1,111	651	604
	140		109		61		47		
航空	国内・海外2か国 フィリピン・モンゴル	1,598	1,099	1,013	624	537	435	414	312
	499		389		102		102		
宿泊	国内・海外3か国 ネパール・ミャンマー・ インドネシア	8,338	7,914	4,161	3,987	3,637	3,552	3,125	3,040
	424		174		85		85		
農業	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,691	29,799	14,824	21,986	10,633	13,125	5,434
	16,736		14,975		11,353		7,691		
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	756	294	383	102	244	55	117	42
	462		281		189		75		
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	49,447	43,336	36,246	31,915	28,881	25,395	11,601	8,906
	6,111		4,331		3,486		2,695		
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・スリランカ・インドネシア・ タイ	43,008	36,229	25,385	20,854	20,589	17,841	13,610	11,672
	6,779		4,531		2,748		1,938		
合計		211,495	153,738	145,948	102,481	115,690	83,286	71,943	48,059
			57,757		43,467		32,404		23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	80,855	16,577	33,489	7,859	26,332	6,133	19,264	4,159
			64,278		25,630		20,199		15,105

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

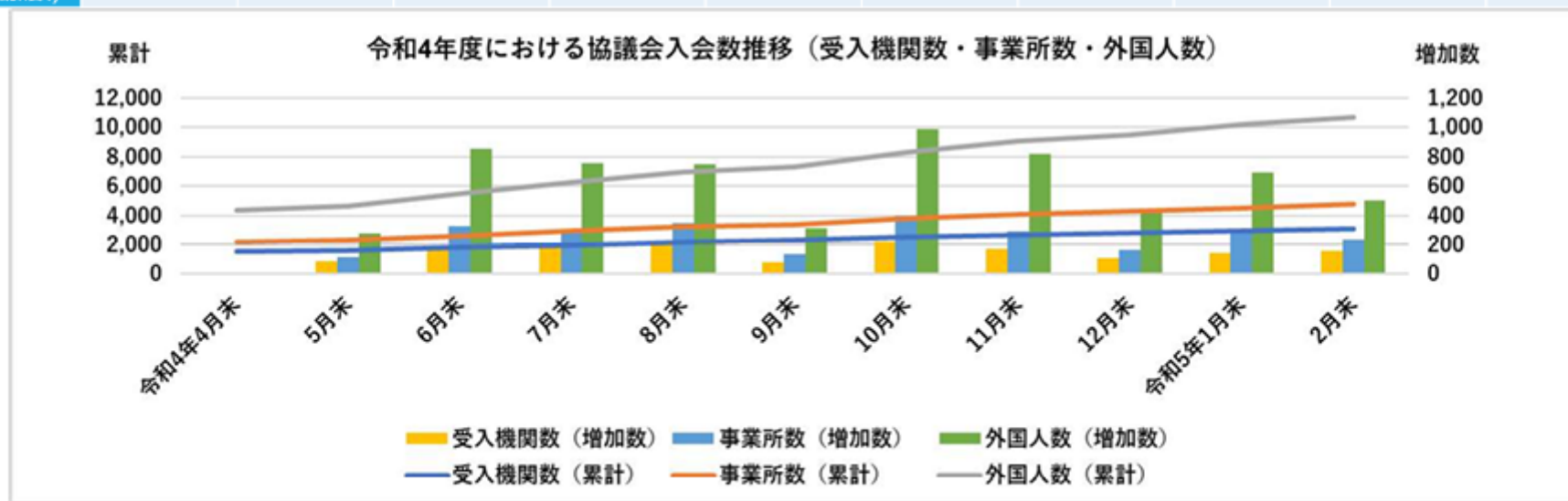


出典：出入国在留管理庁公表データを元に作成。

特養 8,414施設 老健 4,279施設 (令和3年データ) **まだ 4施設に1軒のみが外国人を雇用**

◆介護分野における特定技能協議会 令和4年度における入会数推移(令和4年4月末～令和5年2月末)

	令和4年4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和5年1月末	2月末
受入機関数(累計)	1,514	1,603	1,796	1,988	2,204	2,284	2,502	2,675	2,785	2,927	3,082
事業所数(累計)	2,170	2,285	2,610	2,916	3,265	3,401	3,796	4,086	4,253	4,531	4,766
外国人数(累計)	4,333	4,613	5,470	6,227	6,978	7,288	8,274	9,091	9,513	10,205	10,705
受入機関数(増加数)	—	89	193	192	216	80	218	173	110	142	155
事業所数(増加数)	—	115	325	306	349	136	395	290	167	278	235
外国人数(増加数)	—	280	857	757	751	310	986	817	422	692	500



(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出

◆介護分野における特定技能協議会 登録済外国人数 国籍別内訳(令和5年2月28日現在)

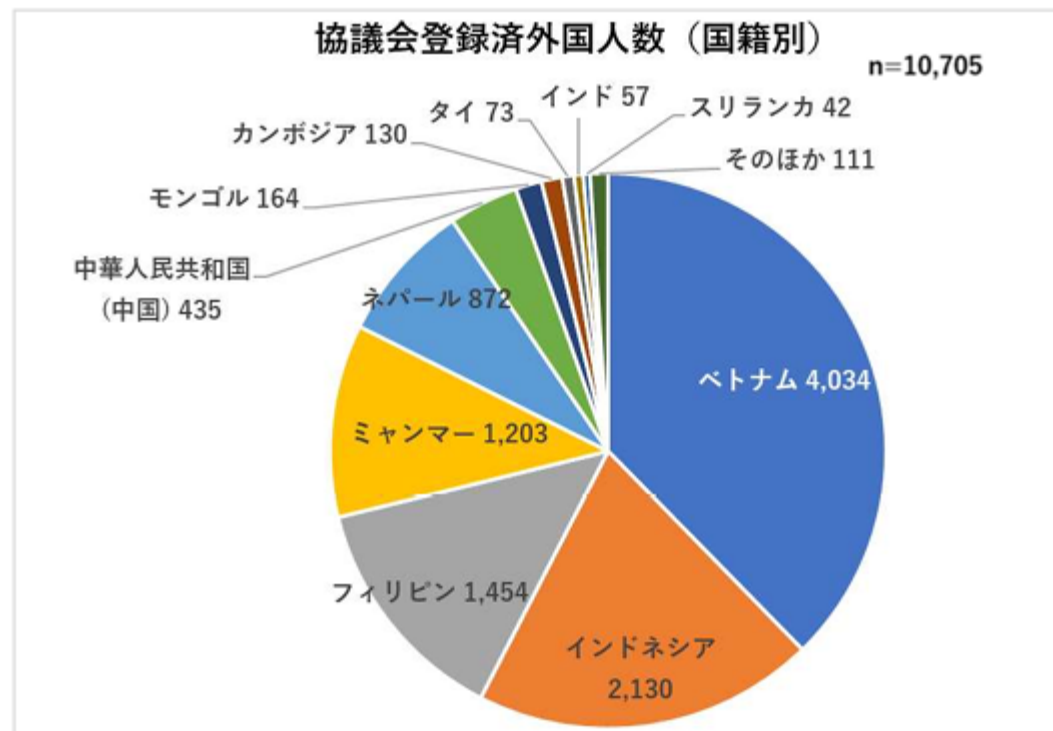
国籍	外国人数	割合
ベトナム	4,034	37.7%
インドネシア	2,130	19.9%
フィリピン	1,454	13.6%
ミャンマー	1,203	11.2%
ネパール	872	8.1%
中華人民共和国(中国)	435	4.1%
モンゴル	164	1.5%
カンボジア	130	1.2%
タイ	73	0.7%
インド	57	0.5%
スリランカ	42	0.4%
その他	111	1.0%
総計	10,705	100.0%

<その他の内訳> ※括弧内は人数

台湾(12)、バングラデシュ(19)、ブータン(19)、韓国(12)、キルギス(11)、ロシア(4)、
イタリア(3)、スペイン(2)、ブラジル(2)

(以下の国は、各国1人)

アルゼンチン、ウズベキスタン、エルサルバドル、オーストラリア、ガーナ、コスタリカ、
チリ、ドイツ、フランス、ポーランド、マレーシア、メキシコ、ラオス、アメリカ

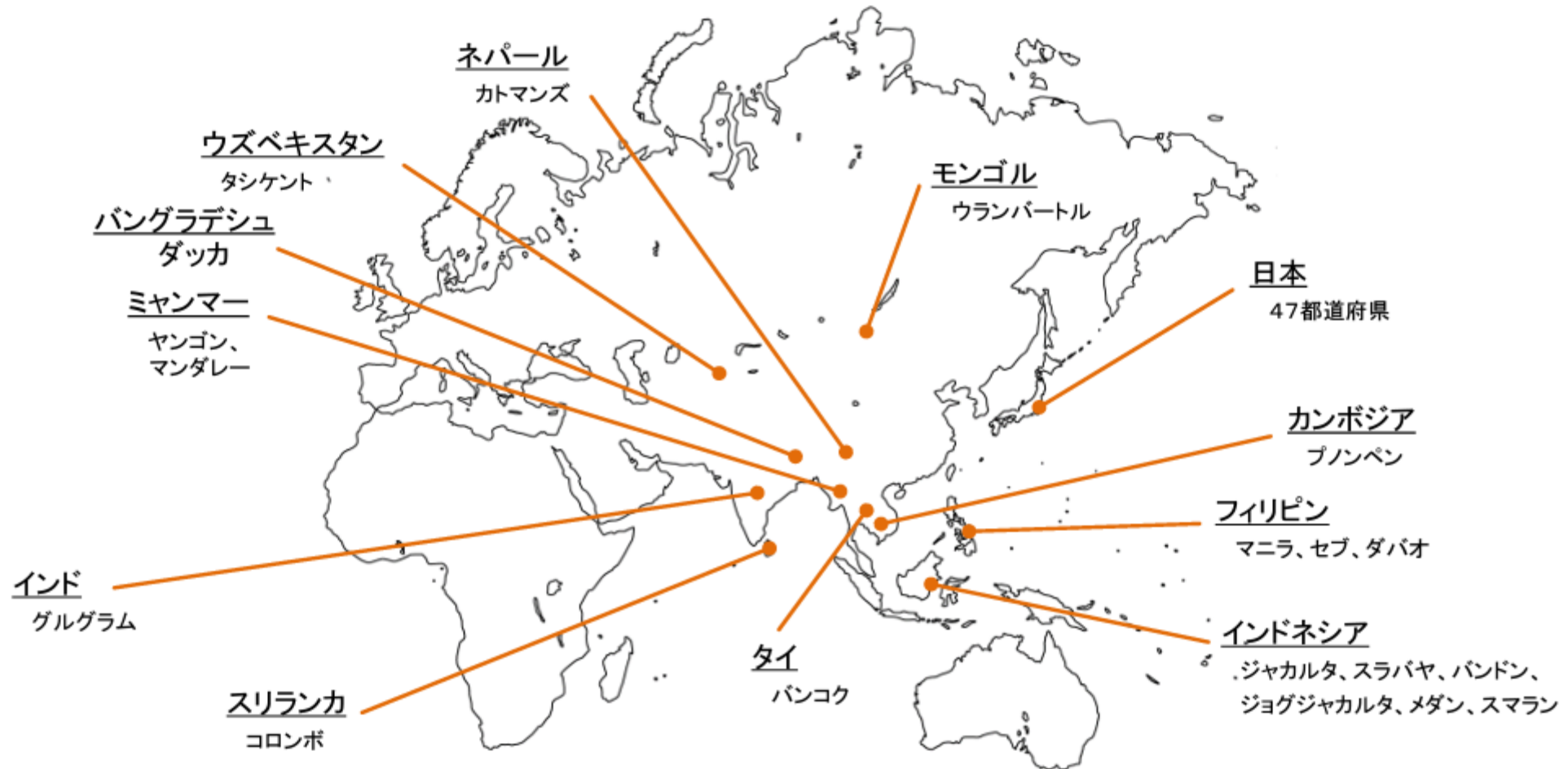


(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和5年2月28日時点)

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

試験の実施状況

- 2023年2月時点で日本国内(47都道府県)及び海外11カ国(フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・バングラデシュ)において試験実施済み。
- これまで介護技能評価試験に計45,896名、介護日本語評価試験に計46,717名が合格(2019年4月～2023年1月試験の実績)。

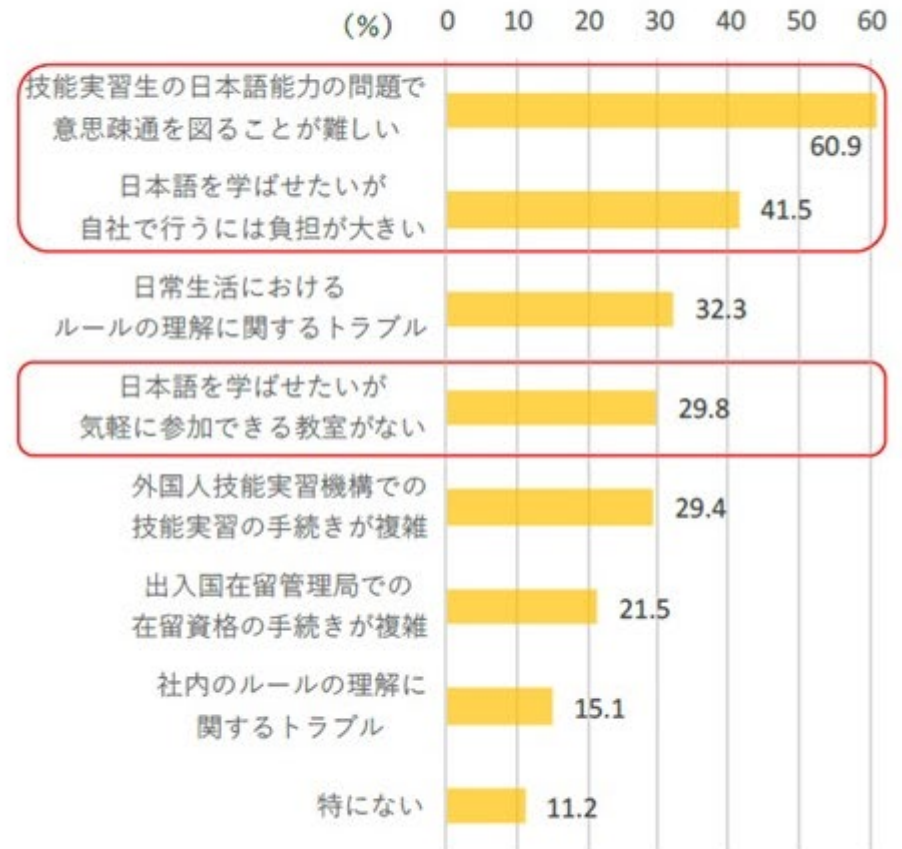


《図表2》技能実習の当事者にとっての困難な点

【技能実習生が困ったこと】



【受入企業が苦勞したこと】



(出典)「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(2022年12月4日)の事務局提出資料より作成

本日の発表内容

1. 労働力不足の現状、特に「介護マーケット」に関して
2. 「介護分野」特定技能外国人労働者
3. 技能実習制度、特定技能制度の改正について
4. 社労士/登録支援機関のビジネスモデル

新たな流れ；制度改正

* 技能実習制度の廃止⇒新制度（特定技能0号に近い制度）

- ・ 管理組合が扱う
- ・ 特定技能と職種を揃える
- ・ 転職可能

* 特定技能制度の改定⇒2号を全分野に拡大

- ・ 技能試験整備
- ・ 家族帯同、永住権への道筋
- ・ 介護は“在留資格介護”

技能実習生、留学生の労働問題

- ◆ 研修制度(技能実習生)との認識から来る労基法違反問題(雇用主の意識の低さ)
- ◆ 日本人の人権への意識の低さ、他国の人を「外人」と呼ぶ意識
- ◆ 一部の悪徳な「海外送り出し機関」、「国内管理団体」の存在と監視体制の弱さ
- ◆ コロナによる帰国困難者に対する入国管理体制の曖昧さ
- ◆ 技能実習生による犯罪(実際の犯罪率は高くない)報道による偏見の助長



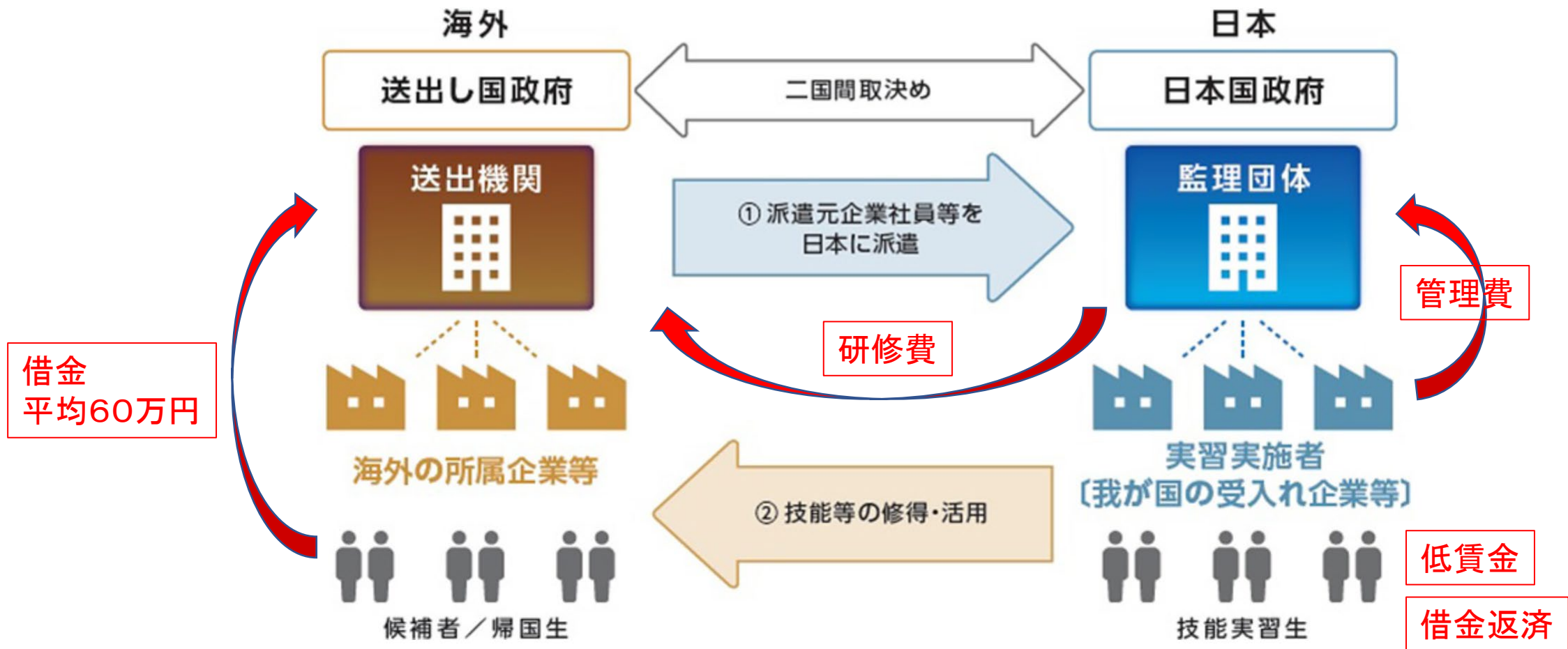
技能実習生（研修）への雇用主の法令違反

50人に1人が失踪、失踪事例の70%で労基法違反

表1 技能実習生を受け入れている企業の違反事項（平成29年）	
違反事項	件数（割合）
労働時間（労働基準法32条、40条）	1566件（26.2%）
安全基準（労働安全衛生法20～25条）	1176件（19.7%）
割増賃金の支払（労働基準法37条）	945件（15.8%）
就業規則（労働基準法89条）	551件（9.2%）
労働条件の明示（労働基準法15条）	541件（9.1%）
賃金の支払（労働基準法24条）	526件（8.8%）
健康診断（労働安全衛生法66条）	477件（8.0%）
衛生基準（労働安全衛生法20～25条）	473件（7.9%）
賃金台帳（労働基準法108条）	448件（7.5%）
法令等の周知（労働基準法106条）	342件（5.7%）
寄宿舍の安全基準（労働基準法96条）	148件（2.5%）
最低賃金の支払（最低賃金法4条）	92件（1.5%）

技能実習生受入れの方式

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式



一部悪徳送り出し機関、管理団体が入ると赤い字で示した悪循環が起こる仕組み

技能実習制度



外国の若者らが働きながら日本の技術学ぶ

最長5年 半数以上がベトナムから

報酬は「日本人と同等かそれ以上」

実態は



賃金不払いや暴力など
認定・許可取り消し **177**

(2021年度)

借金 失踪者 **7,100人** 借金
(入管庁2022年)



ブローカーに多額の金払い**借金も**

ベトナム人実習生の約80% **平均67万円** (入管庁 2021年)

来日のため支払う費用の**ほとんどが借金に**

ILO(国際労働機関)

「民間職業仲介事業所は、**労働者から**いかなる**手数料または経費**についてもその全部または一部を**直接または間接に徴収してはならない**」

(民間職業仲介事業所条約第181号より)

実習生に多額の負担強いる現状「実質的な条約違反」

(日弁連意見書)

人材育成の観点ではあまり貢献できていない

転籍の制限は強制労働につながりかねない

労働者を安く使おうという発想では完全に手詰まりだ

(有識者会議にアリソグ結果概要より)



中間報告の“たたき台”

- ◆ 技能実習制度を廃止し新制度へ移行
- ◆ 「国際貢献」外して「人材確保」明記
- ◆ 「人材育成」という目的は継続
- ◆ 転籍を緩和して一定程度認める
- ◆ 監理・仲介する団体等は厳格化し継続

秋ごろめどに最終報告書 提出へ



あるべき制度に向けて

悪質ブローカーの排除と来日時の多額借金解消を

帝人フロンティア

2019年より来日費用を会社が全額負担
送り出し機関からも確認し失踪者ゼロに

転籍の柔軟なルール化を

都市部への人材流出に懸念の声も

→ 不当な扱い抑制のためには仕組みの整備を

どの職種も希望すれば「特定技能」へ移行を

地方の同じ企業で長く働きキャリアアップ目指すことも





2040年に必要な
外国人労働者 **674万人**

(国際協力機構報告書2022年)

「外国人労働者はいない」

これだけの労働者がいない
日本の将来を受け入れること

こうした社会を容認するか

外国人が魅力感じて
やってくる日本目指すか



少子化続く日本の将来の姿にも関わる

《図表3》政府の有識者会議が打ち出した技能実習見直しの方向性

	【技能実習制度】	【新たな制度】
制度の目的	人材育成を通じた 国際貢献	人材確保と人材育成 (特定技能は適正化し引き続き活用)
対象分野	特定技能と不一致	特定技能と一致 (中長期的なキャリアパスを構築)
転籍	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は 残しつつ、従来よりも緩和
日本語能力	能力や教育水準 の定めなし	一定水準の日本語能力を確保 (就労前の能力を担保する方策や 就労後の能力向上の仕組みを構築)
管理監督・ 支援体制	監理団体の指導監督・ 支援に不十分な面／ 悪質な送出機関が存在	監理団体の要件を厳格化／ 悪質な送出機関を排除

(出典) 出入国在留管理庁・技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議
「中間報告(案)」(2023年4月19日)より作成。

特定技能2号の分野拡大

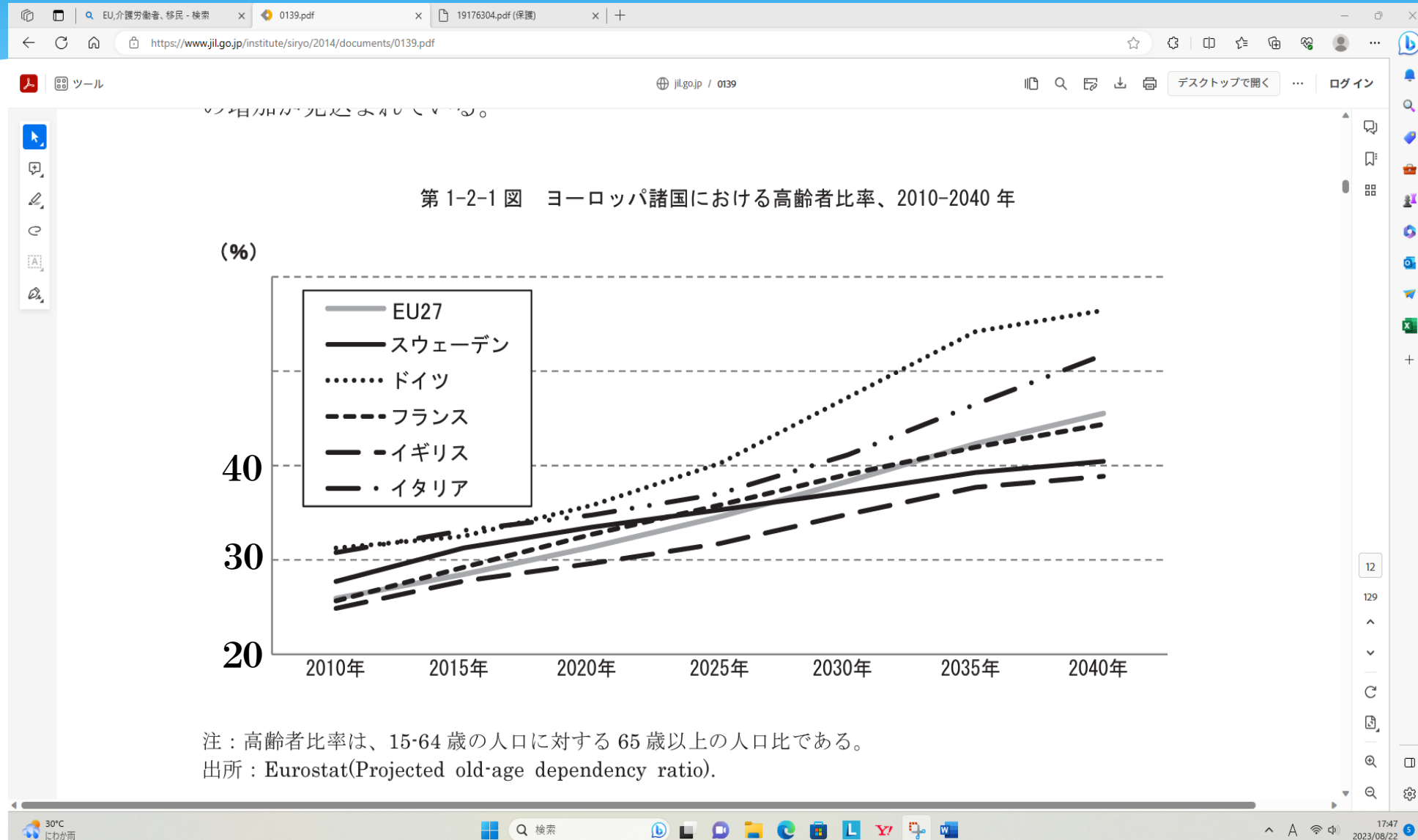
全分野で永続勤務、家族との定住が可能に

《図表 4》特定技能 1 号と 2 号の比較

	1 号	2 号
対象分野	12 分野 ①建設、②造船・船用工業、③ビルクリーニング、 ④製造業(素形材・産業機械・電気電子情報)、 ⑤自動車整備、⑥航空、⑦宿泊、⑧農業、⑨漁業、 ⑩飲食料品製造業、⑪外食、⑫介護	2 分野 ①建設、②造船・船用工業 ⇒11 分野へ拡大の方針 (介護は別の資格あり)
技能の水準	相当程度の知識・経験 ・技能試験で確認(技能実習 2 号の修了者は免除) ・日本語能力を試験で確認(同上)	熟練した技能 ・技能試験等で確認 ・日本語能力の確認は不要
在留期間	最長 5 年	更新すれば上限なし
家族の帯同	基本的に不可	可能
転籍	可能	可能
在留者数	146,002 人(2023 年 2 月末)	10 人(2023 年 2 月末)

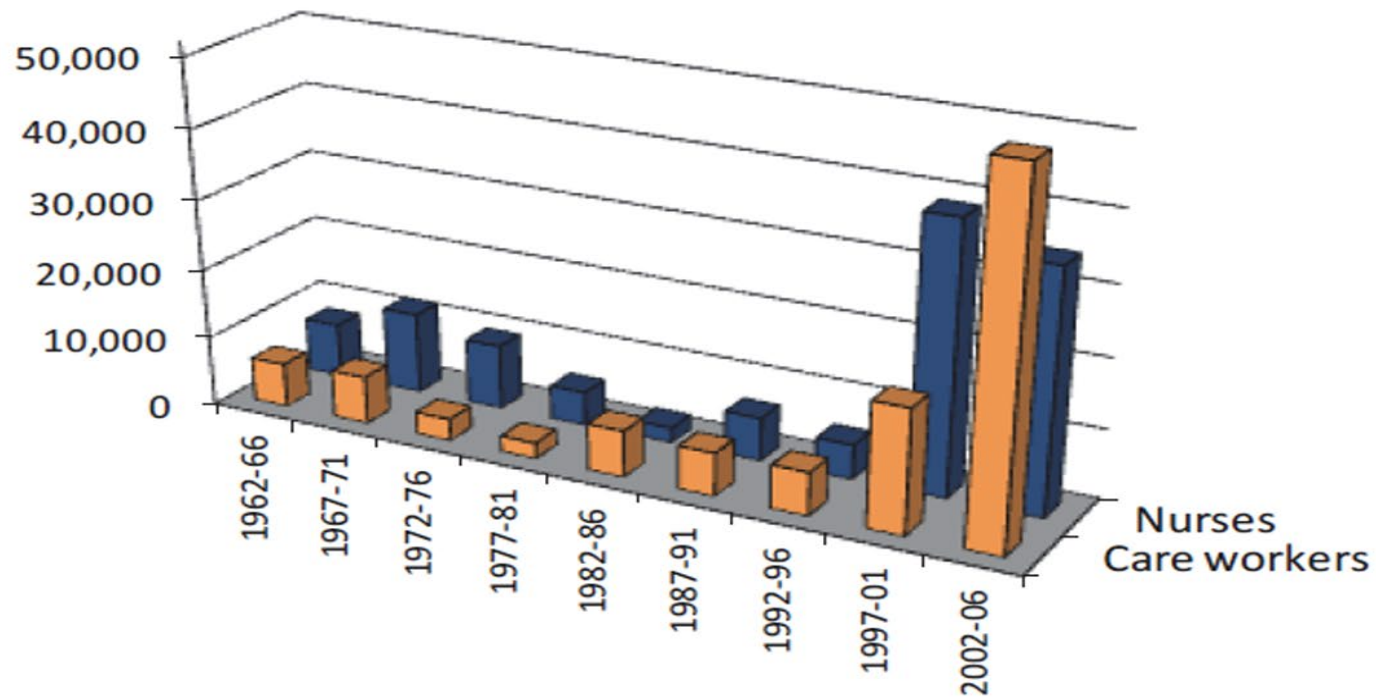
(出典) 出入国在留管理庁資料等より作成

ヨーロッパ各国でも高齢化は急速に進む



イギリスは2000年以降介護外国人の受け入れを加速

第 4-2-2 図 介護労働者・看護師の外国出生者の推移



EU,オーストラリアの介護外国人労働者

- * OECD主要国の高齢化も2030年以降急速に深刻化する
- * イギリスはEU離脱によって独自に外国人介護人材の就労ビザを緩和
- * 各国ともに外国人介護人材受け入れを拡大
- * 極めつけはオーストラリア
 - ◆ TSS (就労ビザ) の分野に新たに介護が加わる
 - ・他国での1年の介護経験、新規でも6か月の研修で取得可能、英語要件も大幅緩和
 - ◆ ENS (永住ビザ) の申請も容易に
 - ・TSSで2年就労すれば申請可能
- * 日本の特定技能介護で1年経験し豪州へ行けば2年で家族帯同可能な永住権

国内のコップの中で議論している場合では無い 気づいたときには日本に来る外国人はいなくなる

本日の発表内容

1. 労働力不足の現状、特に「介護マーケット」に関して
2. 「介護分野」特定技能外国人労働者
3. 技能実習制度、特定技能制度の改正について
4. 社労士/登録支援機関のビジネスモデル

社労士/登録支援機関のビジネスモデル

- * 2019年～5年間の活動
- * 登録支援機関の業務内容、ビジネスの本質
- * 社労士・登録支援機関としての強み
- * 今後のビジネスモデルの方向性

過去5年間の活動

- * 2019 市内介護施設訪問(社労士活動、市の医療介護連携会議専門委員の顔)
- * 登録支援機関認定(顧問先介護施設のコンサルから派生)
- * 都下特養、老健一覧表先への営業メール(反応なし)
- * 西多摩医師会長、東京多摩福祉協同組合設立に協力
- * ベトナム視察訪問Y予備校の採用部長に同行
- * 2020 インドネシア日本語学校(送り出し機関)と提携
- * 顧問先介護施設とインドネシアとのWeb面接開始
- * 在留資格申請の関連書類作成開始、最初の10人を申請
- * 介護施設とインドネシア日本語学校セミナー用のビデオ制作
- * 年末、年始コロナ前に滑りこみ10人入国、入職
- * 2021 在日他分野技能実習生から特定技能介護への資格変更者を20数名採用
- * コロナ禍入国不可だが、面接は継続、内定者を20名以上抱える
- * 2022 入国再開で、内定者が一斉に入国、入職
- * 2023 転職者も10%以上出ているが、インドネシア、スリランカ、カンボジア 50名以上を担当
- * より優秀な人財、定着増を目的にインドネシアに日本語学校を設立、現地での直接採用面接
- * 東京都福祉保健局介護人材定着課より相談登録支援機関として推薦を受ける

ベトナムの送り出し機関視察訪問

視察の結果、ベトナムは手を出さない方が良いと結論

- * 技能実習生「介護」は13社のみ認可、残り600社は13社のラベリング(子会社的に)で送り出し(特定技能もその国のルール優先)
- * 子会社の社長、幹部は元技能実習生、留学生が多い(別の意味で技能移転? 日本の貢献大)
- * 中間に関与する会社が多く、結果的に技能実習生の金銭負担(借金)が大きくなっている
- * 特定技能も技能実習制度と同じ利益構造(初期育成10~30万円、月額管理費5千円から1万円を日本の管理組合に要求)での法整備を政府に要望(コネ、賄賂社会)
- * 日本の管理組合は、企業へ初期費用、管理費を高く請求できる(研修制度)ので結果的に現地の送り出し機関も技能実習生の方が利益が高く、特定技能にはシフトしなかった(今後の制度改正でどう動くか不透明)
- * 介護への需要が大きく、技能実習生に関しても事前研修の質で差別化を図っている(看護系短大、老人ホームとの提携による事前研修)。日本語基礎に加え、介護の日本語、実習体制の整備)
- * 現地給与と日本での給与格差が縮小し、日本へ来る若者は減少すると予測される

介護施設、現地日本語学校と協力し リクルート用の介護ビデオを作成

インドネシアでの介護セミナー、UTubeに掲載

<https://www.youtube.com/watch?v=p6-jK50RcSg>



①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1人分の申請書類、約20種

名前	更新日時
Muhamad別記6号の3 交付申請書.xlsx	2020/05/01 10:23
Misbahul Huda雇用の経緯(1-16).docx	2020/07/22 17:06
Misbahul Huda雇用契約書(1-5).docx	2020/07/22 17:08
Misbahul Huda雇用条件通知書と別紙(1-6)(1-...	2020/08/21 9:56
Misbahul Huda支援計画書(1-17).docx	2020/08/21 10:04
Misbahul Huda支払費用の明細と同意書(1-8)....	2020/07/22 18:30
Misbahul Huda事前ガイダンス確認書(1-7).docx	2020/07/22 17:29
Misbahul参考様式第1 - 3 健康診断申告書...	2020/07/22 16:57
Misbahul様式1 - 1 履歴書 - revisi.docx	2020/07/30 9:16
Past photo dafit1.png	2020/08/22 11:32
介護技能評価_Dafit.pdf	2020/08/22 11:32
介護日本語資格_Dafit.pdf	2020/08/22 11:32
誓約書_Dafit_サイン済み.pdf	2020/03/20 17:02
日本語資格_Dafit.pdf	2020/03/11 8:09

名前	更新日時
介護分野様式1 - 2	2020/08/22 18:12
個人ごと介護分野施設誓約書kaigo 1-1様式	2020/07/27 9:06
個人ごと報酬に関する説明書1-4	2020/07/27 9:28
聴取費用説明書1-9	2020/08/22 15:42
所属機関施設概要書1 - 1 1 (別紙役員追...	2020/06/29 14:11
所属機関施設概要書1 - 1 1 .docx	2020/07/27 9:26
担当以外役員の誓約書.docx	2020/04/17 15:35

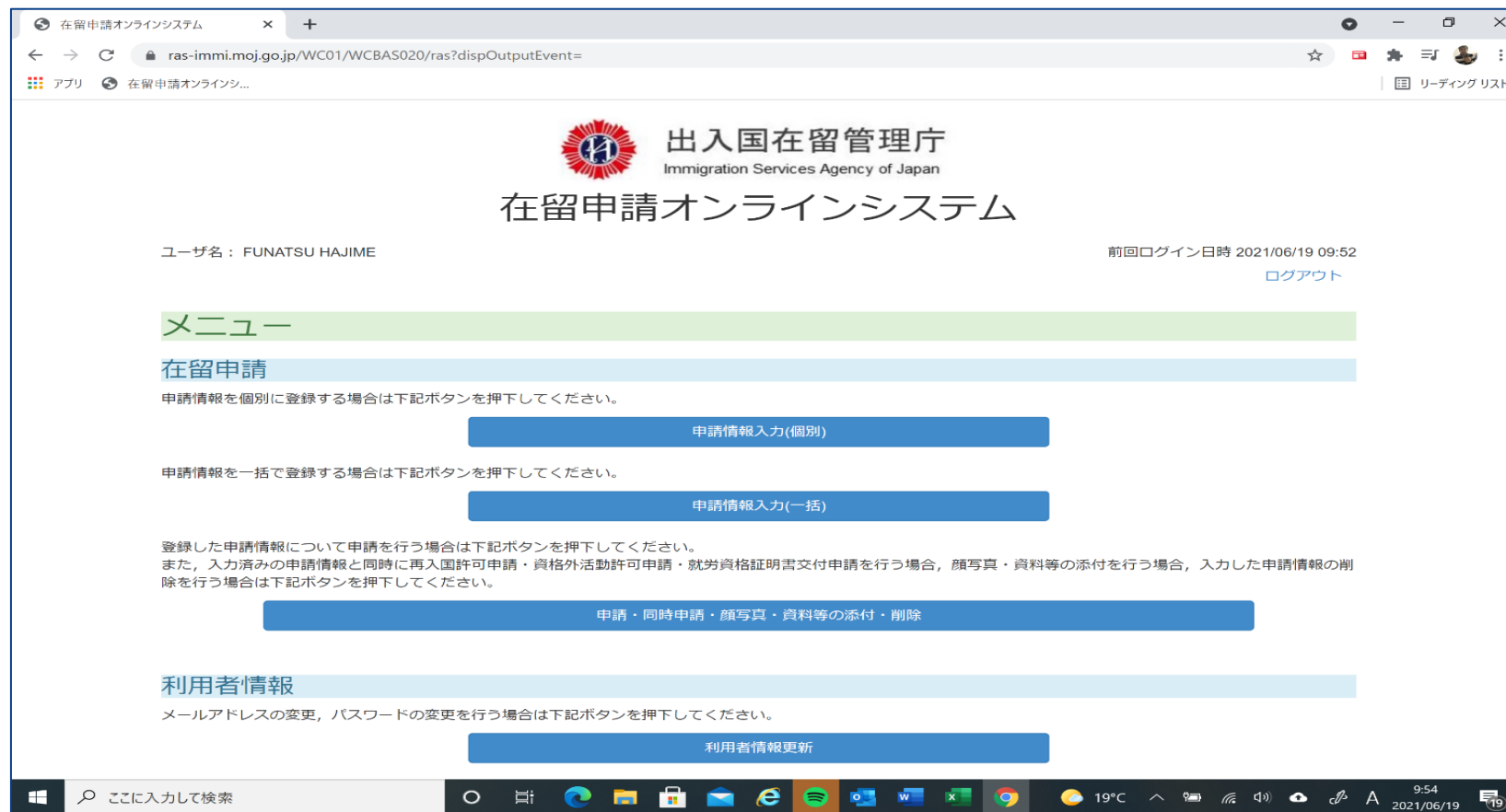
1回目の添付書類

法務省 書類番号	添付書類名			取得状況	
29	特定技能所属機関概要書	様式1-11		作成済み	
30	登記事項証明書				
31	住民票（本籍地の記載のあるもの）		旭 博之様		
32	誓約書	様式1-23	担当以外役員	作成済み	
34	決算書(PL,BS)2年分			○	ホー...
36	法人税確定申告書の控えの写し 過去2年分				
44	労働保険料等納付証明書（未納無し証明）				
45	・労働保険料領収書の写し ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申 告書（事業主控）の写し（上記領収書に対 応する分）				
49	・社会保険料納入状況照会回答票 ・健康保険、厚生年金保険料領収書の写し （申請の前々月までの24か月間；2020年3 月分迄）				
56	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法 人税、消費税及び地方消費税納税証明書 ＊税務署発行の納税証明書（その3）				
58	（地方税）税目を法人住民税とする納税証 明書 ＊市町村発行の納税証明書				

現在では

- * 印鑑不要
(契約書、雇用条件書除く)
- * 申請書類は14種に削減
- * 添付資料は2年ごと

オンライン申請で全国どこにいる人材でも
いつでも申請可能に・・・密な入管、長時間待ちしなくてもOK





①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活

・円滑
のル
方法や
明



これはビジネスモデルではなく作業

への対応
の相談・苦
外国人が十
ことができる言
内容に応じた
指導等



⑧日本

・自治
のお祭



場合の転職先を探してもらうことや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



への通報
の上司等と定
期時(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



メディナケア株式会社の ビジョン&ミッション

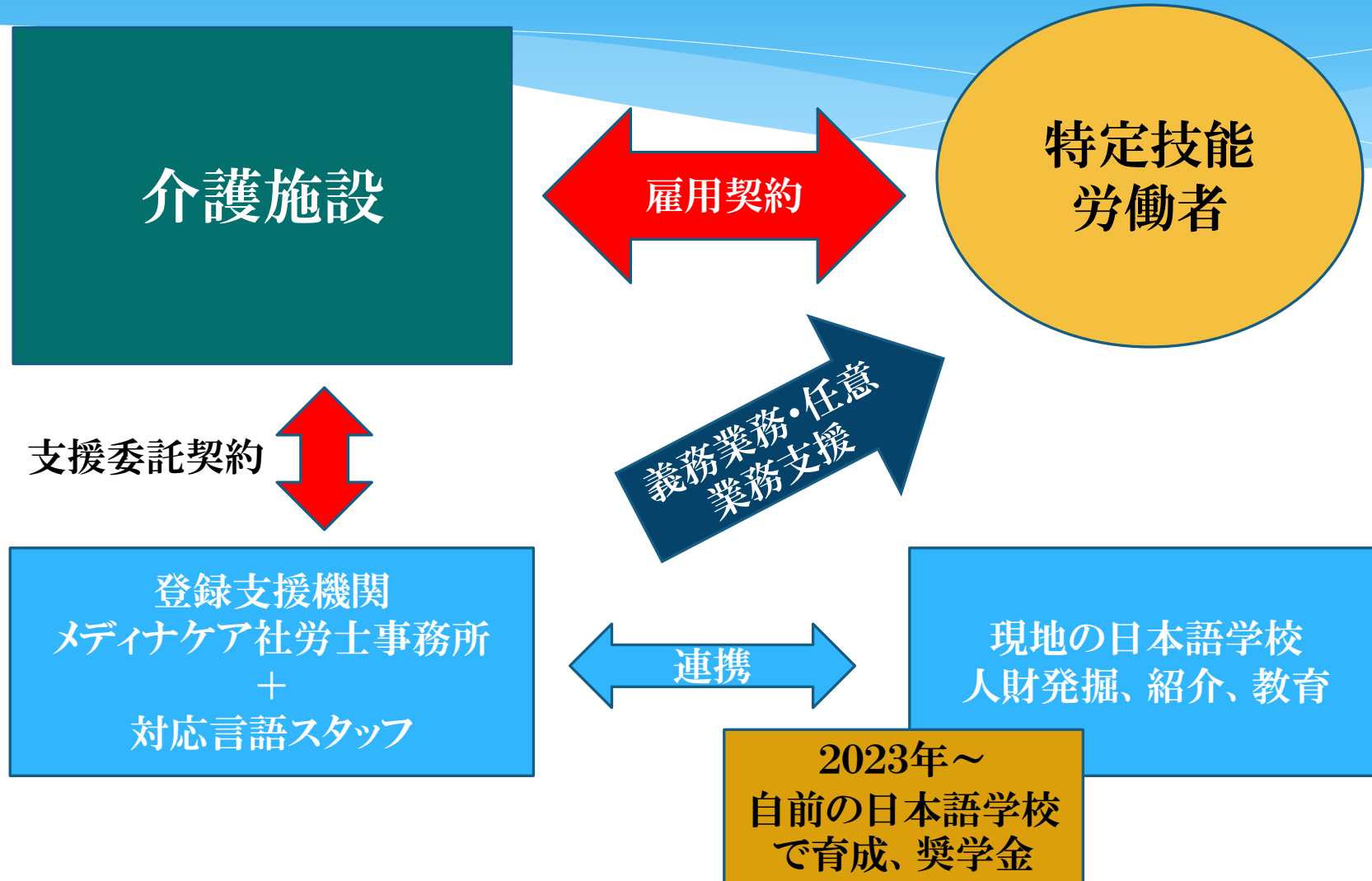
- * 東南アジアの若者のキャリア形成と、介護施設の労働力確保を両立させることで、施設の優良経営を実現し、持続可能な地域福祉社会の構築に貢献する
- 1. 特定技能5年間の就労期間内にキャリア形成を実現する
- 2. 介護福祉士を目指す人には100%資格を取らせる
- 3. 介護施設の中長期採用計画にコミットし採用数、定着率を達成する
- 4. 希望する人達が、正職員、定住への道へ進めるように支援する
- 5. 全職員の20%が外国人労働者になっても良い職場環境を構築する

社労士の強みを活かした登録支援機関の役割

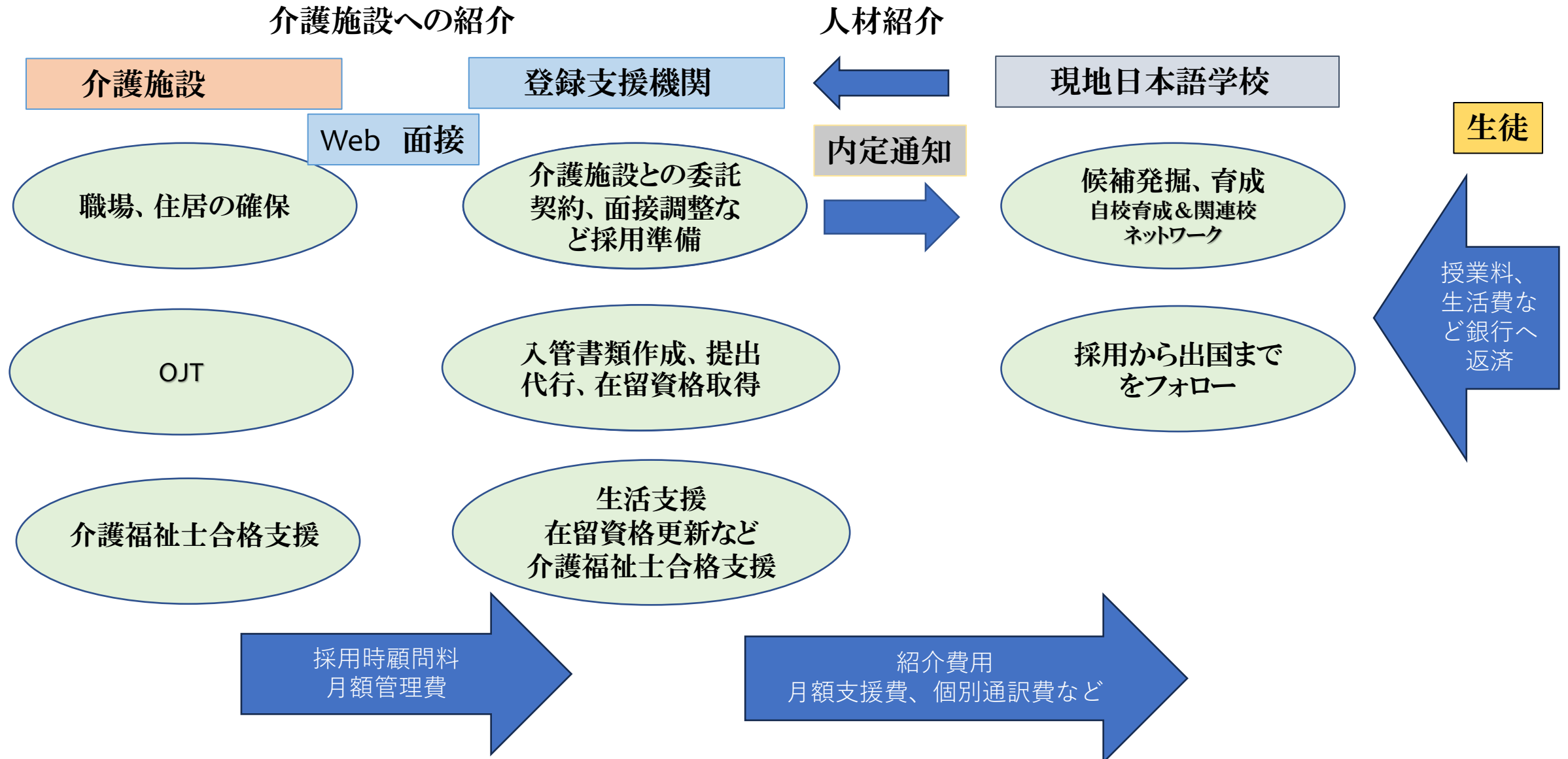
～人事労務管理、給与制度、キャリアプラン～

- * 優秀な人財の採用を支援する
- * 年間、中期採用計画に沿った人財供給（新規78日、変更57日の入管許可期間）
- * 外国人採用を機に**施設全体の労務管理、人事給与制度改善への貢献**
- * 外国人採用による介護施設の**ROI向上の見える化の提示**
- * 所属施設の事務方の業務軽減（入管への報告事項支援、VISA更新など）
- * 契約料の範囲で、可能な費用は代替する（民間医療保険、イベント、会食、研修など）
- * 母国語スタッフによる手厚い生活相談支援（日本語での相談を奨励してはいるが）
- * 外国人労働者の**キャリアデベロップメントの中長期での提案**
- * 介護福祉士試験合格への受験支援と正社員化のメリットの提示
- * 一方的な転職防止ではなく、**職員/施設双方のメリットを考えた定着スキームの構築**

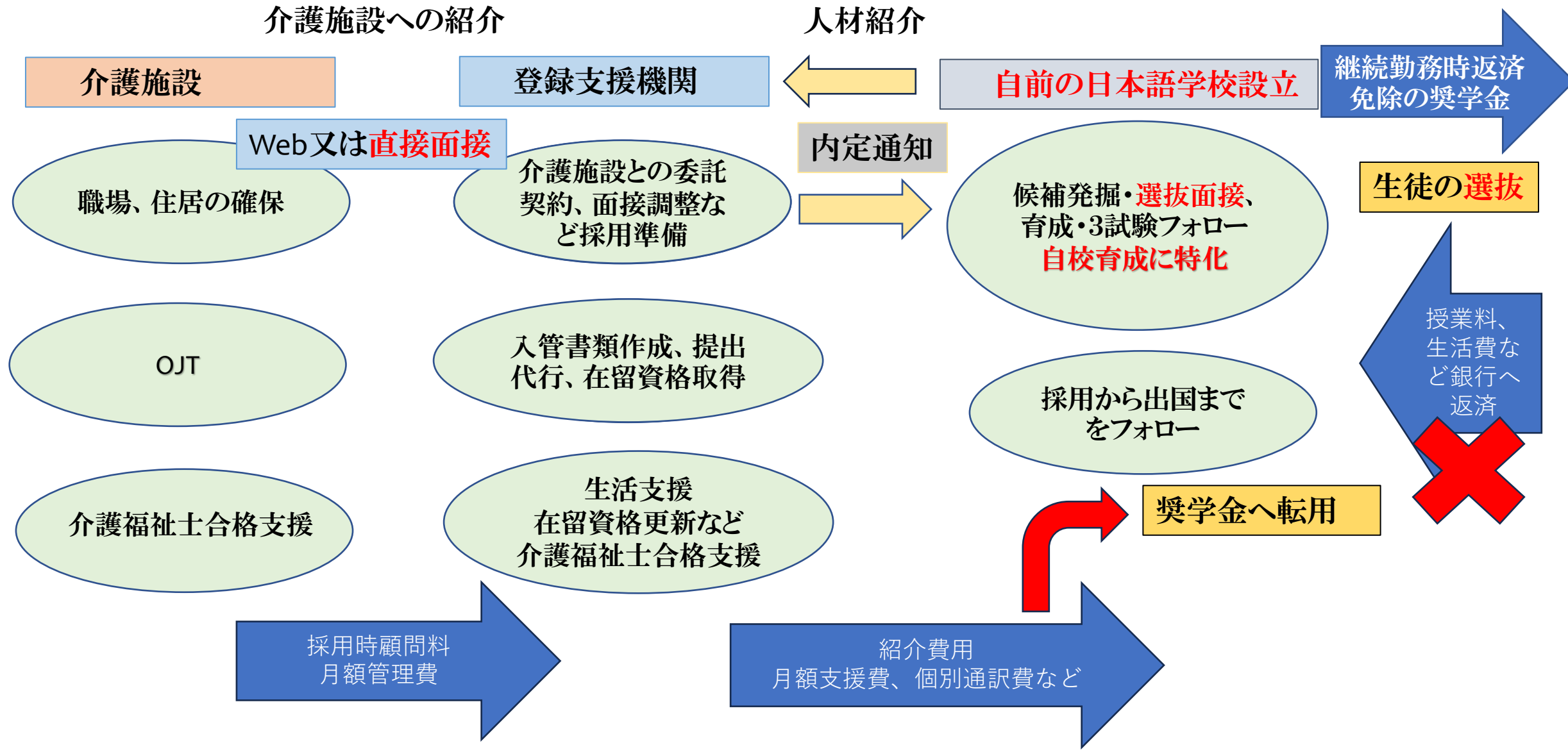
雇用契約と支援体制



従来の介護施設、弊社、現地日本語学校の採用までの役割りと費用の発生



新たな、介護施設、弊社、自前の日本語学校の採用までの役割りと費用の発生



自前の現地日本語学校を活用するメリット

目的：～弊社の先行投資によって、中間組織への費用負担を減らして直接生徒に投資する～

◆介護施設様（所属機関）

- 転職者が減ることで、研修、育成の投資効果が高まる
- 従来と同じ費用負担で優秀な人財が採用できる
- 優秀な人財が採用でき、介護福祉士取得率も高まることでコスト削減にもつながる

◆メディアケア（登録支援機関）

- 定着率が高まり介護施設からの信頼が高まる
- 中間組織（現地日本語学校・送り出し機関）との折衝、軋轢が無くなる
- 初期投資の負担は増えるが長期的にはプラスになると考えた

◆生徒

- 母国内での負担（主に親）が無くなるので優秀なら特定技能に挑戦できる
- 就職後も借金返済が無く、親への仕送りが早期からできる

採用状況

- * 2年半で70人以上をWeb面接
- * 優秀な候補者が増加(元EPAやN2) + 在日技能実習生の転換
- * 転職者の傾向を分析して定着率の高いグループを採用
 - 元技能実習生、男性、元EPA女性の転職率が高い
 - 日本未経験の若い女性の転職率は低い、介護福祉士試験勉強も熱心
- * 課題は住居問題(自治体へ支援要請活動中)
- * 施設で100～150人の採用を目標

人事・給与改定委員会の設置

(背景)

- 社会福祉法人の給与体系は「東社協規定」を基に東京都職員に準じて毎年昇給
- 伝統ある施設でもあり、正職員はほぼ全員介護福祉士、正職員の職務規定のレベルが高い
- 外国人の正社員化(介護福祉士合格者)が必須となり、等級における職務能力の見直しが必要

(内容)

- 正社員等級1の職務内容、能力要件を明確(緩和)にし、外国人介護福祉士合格者は正社員等級1に該当可能とした

(余談)

- 1年かけても決まらない社風に愕然、そこが社会福祉法人の良いところでもあるか
- 社労士として、処遇改善加算のキャリア要件などを参考に等級毎の職能、職責見直しを提案

退職者の分析

- * 男性に有意に退職者が多い
- * 給与理由の退職者は若く働き盛りの男性が多い
- * 女性の退職者は、元EPA,元技能実習など日本経験がある
- * 怪我が理由の退職者の年齢は、35歳以上と高い
- * 入職者の多い施設で退職率が高い、施設特性、育成の負担が大きい可能性も
- * インドネシア人の特性に合わせた育成、指導の必要性がある
- * 若い女性、日本未経験の人に退職者はいない

インドネシア人の特性・・・親にも叱られたことが無い、強い口調に怯える、男性は女性から叱責されると傷つく

インドネシア



国土； 世界14位(日本の5倍)
人口； 世界4位 (2億7千万人、年齢中央値29歳：日本48歳)
島； 世界5位(13, 466)
経済； 1人当り国民総所得 \$4,050 (上位中所得国) 日本\$40,000
ジャカルタの平均賃金 4万円(エリート上位層12万円)

マナドに設立した専属日本語学校

「私の日本語学校」(生徒たち本人のという意味)

- * 信頼できる現地家族の協力で弊社の全寮制日本語学校を設立
- * 授業料・生活費・特定技能試験受験費用は奨学金として無料、介護施設で5年間働くか介護福祉士試験に合格すると奨学金の返済は免除される
- * 授業は現地協力者と日本からのWeb授業、6か月授業で試験合格までフォローする
- * 生徒は、原則として看護アカデミー出身者、介護福祉士に意欲のある人を選抜する
- * 第1期生7名のうち4名が特定技能合格済みで今回7名が現地直接面接で採用された
- * 年間15名程度を育成する予定

フォーリンスタッフの採用戦略

- * 定着率の高い、日本未経験の若い女性を採用の中心とする
- * 介福士資格の取得に強い意欲のある人財を採用する
- * 本人の人柄、考えを深く理解するために母国語通訳も入れた面接を行う
- * 施設幹部による現地直接面接での採用を重視する
- * 定期採用(年2回程度、複数人)により現場で計画的に育成を行えるようにする
- * 自前日本語学校の生徒を早期から個々の介護施設に相応しい人財に育成する
- * 施設の紹介ビデオにより、現地日本語学校の優秀な人財へアピールする

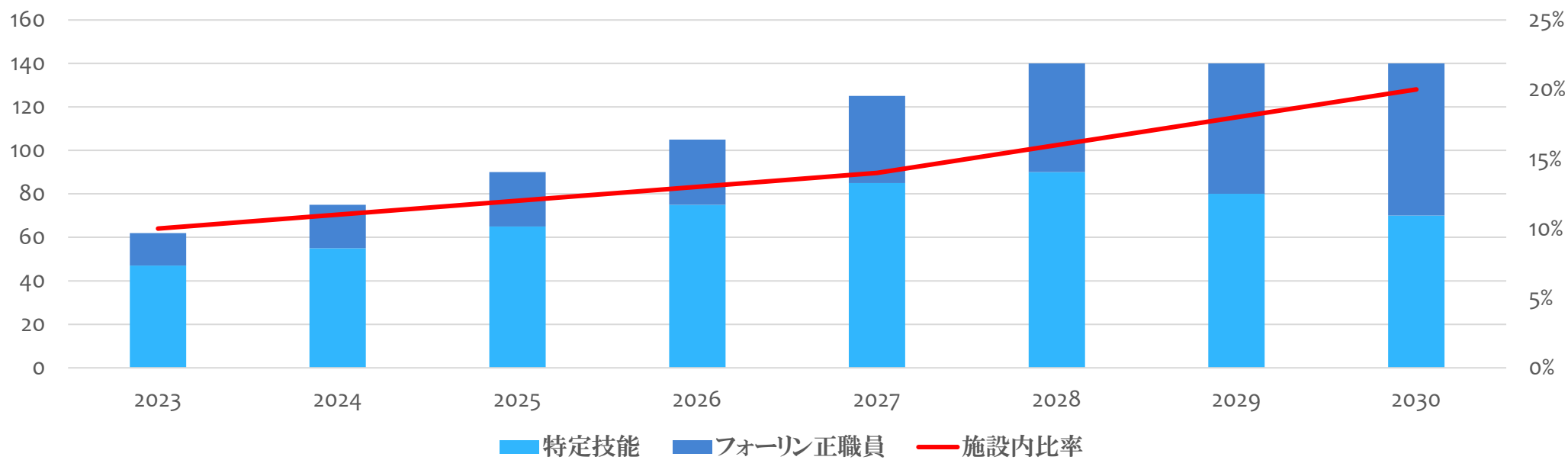
フォーリンスタッフの育成戦略

- * フォーリンスタッフの中堅、リーダーシップのある人への役割付与
- * 人数の多い事業所に経験を積んだ優秀なフォーリンをメンターとして異動
- * 介護福祉士受験希望者へは計画的な研修派遣、受験支援を行う
- * 計画的に介福士資格取得、正職員化を進める
- * インドネシア人の特性に合った指導、育成

2030年に向けた採用計画(案)

特定技能、フォーリン正職員、日本人スタッフとの共存共栄

特定技能の採用、正職員転換と施設内比率の推移



本日のまとめ

- * 2030年以降、介護分野の人員需給バランスは外国人人財の大幅増無くして成り立たない
- * 社労士として介護施設の中長期計画にコミットする中での外国人人財の採用提案が重要
- * 外国人労働者のキャリア形成と施設の成長の両方を考える介護施設との連携が必要
- * 職場に定着する人物像を明確にしたターゲット採用が重要
- * 外国人正職員を増やすことで職員への直接投資を増やし登録支援機関などへの間接費を削減する介護施設の好循環モデルの実現に貢献する
- * 日本人スタッフのフォーリンスタッフ受け入れの感度を上げる

皆様へのメッセージ

- 介護顧問先を持つ方は、「登録支援機関」へ登録してビジネスに繋げてほしい
- 外国人雇用の支援は、介護施設の労務管理、人事給与制度改革など経営コンサルタントして活躍できる社労士に相応しビジネス領域
- 2030年以降の介護人材不足への対応に多くの社労士に貢献してほしい
- ビジネスを開始する人へは、ノウハウと人財供給先を無償で提供します
- 10月12日東京都福祉保健局主催の介護施設とのマッチングイベント
「外国人労働者採用相談会」で推薦登録支援機関として参加しますので
顧問先介護施設へ紹介してください

[外国人介護従事者受入れマッチング支援事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団 \(fukushizaidan.jp\)](#)